

証券市場監視体制の強化

金融庁の事務 { 制度の企画立案
監視委員会の勧告に基づく処分

証券取引等監視委員会による市場監視 { 検査
犯則事件の調査・告発
課徴金事件の調査 新設
勧告・建議

証券取引等監視委員会の検査権限

△・・・取引の公正の確保に係る検査のみ

検査対象	現在	今後
証券会社	△	○
登録金融機関	△	○
証券仲介業者	△	○
証券業協会	△	○
投資者保護基金	×	○
証券取引所	△	○
証券取引所持株会社	×	○
外国証券取引所	△	○
証券取引清算機関	×	○
証券金融会社	×	○
外国証券会社の支店	△	○
金融先物取引業者	△	○
金融先物取引所	△	○
金融先物取引所持株会社	×	○
外国金融先物取引所	△	○
金融先物取引業協会	△	○
金融先物清算機関	×	○
投資信託委託業者	×	○
受託会社	×	○
投資信託協会	×	○
投資法人	×	○
投資顧問業者	×	○
証券投資顧問業協会	×	○
特定譲渡人	×	○
特定目的会社	×	○
特定目的信託の原委託者	×	○
保管振替機関	×	○
振替機関	×	○
登録機関	×	○

(注) 有価証券届出書の届出者等については、現在でも証券取引等監視委員会による犯則事件の調査の対象となっているが、今後は委員会が検査も行えることとする。